

ねんきんコーナー



時効になった保険料を
さかのぼって納付できる
特例措置があります

平成23年8月10日に公布された年金確保支援法では、国民年金に關して、時効によって納付できなかった一定期間の保険料を本人の希望により納付することを可能とする取り扱いが定められ、平成24年10月1日から3年間に限って実施されています。

●保険料の後納の特例措置
(後納制度)

国民年金の毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません。また、保険料を滞納した場合には、2年前までさかのぼって納付することができません。しかし、2年を経過すると時効により納付できなくなります。今回の保険料の後納の特例措置は、保険料を納め忘れた被保険者を対象にしたもので、平成24年10月から平成27年9月までの3年以内の期間に限り、保険料の後払い

(後納)ができるようにするものです。

この特例措置により、保険料の納め忘れがある人は、厚生労働大臣の承認を受けて、平成24年10月1日から3年間に限って、過去2年分だけでなく過去10年分までさかのぼって保険料を納めることができます。

保険料の後納ができるのは、時効によって納付することができない期間分(2年以上前の期間分)の保険料に限られます。そして、保険料の後納の承認を受けるときに、時効になっていない2年以内の期間について保険料の滞納がある場合には、その保険料を先に納付しなければなりません。

また、保険料の後納を行う場合には、当時の保険料の額に一定の加算が行われた保険料(後納保険料)を納付することになります。

後納保険料の納付は、先に経過した月分の保険料から順次行います。そして、後納保険料が納付されると、納付が行われた日に、その該当月分の国民年金の保険料が納付されたものとみなされます。保険料の後納によって、第3号

被保険者期間の不整合記録により2年以上前の保険料未納期間がある人についても、その期間を保険料納付済期間とすることが可能となります。

また、年金の受給資格要件を満たすために、不足していた期間を納めることができれば、年金受給が可能となります。

すでに受給資格を満たしている人についても、将来受け取る年金額が後納保険料を納めることで増額されます。なお、すでに老齢基礎年金を受給している人については、対象となりません。

○お問い合わせ

黒潮町役場

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800 (直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701 (直通)

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616

鳥獣被害対策実施隊を設置

6月11日、黒潮町鳥獣被害対策実施隊員辞令交付式を行い、隊員40名を委嘱しました。

実施隊は、佐賀地域1グループ、大方地域3グループにより編成され、農作物に被害を及ぼすイノシシ、シカ、サルなどの有害鳥獣に対し、銃器による捕獲や追い払いを実施します。

有害鳥獣による農作物などへの被害が発生した場合は、左記までご連絡ください。

○お問い合わせ

佐賀支所 海洋森林課 林業振興係

☎ 55-3115 (直通)

毎年8月は

「北方領土返還運動全国強調月間」です

択捉島、国後島、色丹島、歯舞諸島の北方四島は、歴史上、一度も外国の領土になったことのない日本固有の領土です。

問 内閣府北方対策本部

☎ 03-52553-2111